2020年8月28日

各位

株式会社ダスキン
代表取締役　山村　輝治

株式会社ダスキンサーヴ近畿
代表取締役　武田　浩

株式会社ダスキン及び株式会社ダスキンサーヴ近畿による吸収分割に係る事前開示書類
(分割会社/会社法第782条第1項第2号及び会社施行規則第183条に基づく書面)
(承継会社/会社法第794条第1項及び会社施行規則第192条に基づく書面)

株式会社ダスキン(以下「ダスキン」という)及びダスキンの100%子会社である株式会社ダスキンサーヴ近畿(以下「サーヴ近畿」という)は、それぞれ2020年6月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月1日を分割の予定日(効力発生日)として、ダスキンを分割会社、サーヴ近畿を承継会社とする吸収分割契約(以下「本件分割」という)を2020年8月28日付で締結しました。よってここに本件分割に係る事前開示をいたします。
なお、本件分割は、分割会社であるダスキンにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易分割、承継会社であるサーヴ近畿においては同法第796条1項に規定する略式分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容
　添付のとおり、2020年11月1日を効力発生日として、ダスキンを分割会社、ダスキンの連結子会社であるサーヴ近畿を承継会社とする吸収分割契約を2020年8月28日付で締結いたしました。
2. 分割対価の相当性に関する事項
　ダスキンは、サーヴ近畿の発行済株式の全てを保有しているため、本件分割においてサーヴ近畿からの株式の割当て、金銭の交付を受けません。
3. 吸収分割承継会社についての事項
(1)最終事業年度に係る計算書類の内容
　添付のとおり
(2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類の内容
　該当事項はありません。
(3)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を

与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての事項

(1)最終事業年度に係る計算書類の内容

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)をご確認ください。

(2)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 債務の見込みに関する事項

ダスキン及びサーヴ近畿は、本件分割後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

6. その他

ダスキン及びサーヴ近畿は、本件分割後において、商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金及び決算期に変更はありません。なお、サーヴ近畿はダスキン100%の連結子会社のため、ダスキンの連結業績に与える影響はありません。また、単体業績に与える影響は軽微であります。

なお、会社法施行規則第183条第2号及び第3号については、該当事項はありません。

以上

分割財産目録(ダスキン)

(2020年6月末日現在)

科目名	科目コード	当月残高
差入保証金（ダスキンストック）	0089	4,775,060
流動資産		4,775,060
資産合計		4,775,060

（別紙）

3. 吸収分割承継会社についての事項

●貸借対照表（２０２０年３月３１日現在）　（単位　円）

	科目	金額
資産の部	流動資産	570,341,787
	固定資産	129,534,030
	資産合計	699,875,817
負債及び純資産の部	流動負債	295,712,736
	固定負債	16,897,438
	負債合計	312,610,174
	株主資本	387,265,643
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	337,265,643
	利益準備金	1,359,000
	その他利益剰余金	335,906,643
	（うち当期純利益）	（　298,774　）
	純資産合計	387,265,643
	負債・純資産合計	699,875,817

●損益計算書　（単位　円）

科目	自　２０１９年４月　１日 至　２０２０年３月３１日
売上高	2,193,853,579
売上原価	714,913,347
売上総利益	1,478,940,232
販売費及び一般管理費	1,456,162,931
営業利益	22,777,301
営業外収益	43,172,799
受取利息	143,101
雑収入	43,029,698
営業外費用	63,285,823
雑損失	63,275,893
貸倒損失	9,930
経常利益	2,664,277
特別損失	3
固定資産廃棄損	3
税引前当期純利益	2,664,274
法人税、住民税及び事業税	2,365,500
当期純利益	298,774

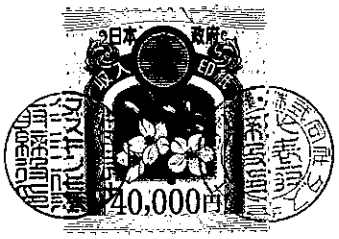

分割契約書

株式会社ダスキン（住所：大阪府吹田市豊津町１番３３号　以下「甲」という）と株式会社ダスキンサーヴ近畿（住所：兵庫県神戸市東灘区御影石町一丁目６番３４号　以下「乙」という）は、甲の事業の一部であるダスキン三津屋北支店（以下「本件支店」という）の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させるために、吸収分割を行うこととし、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条　甲はその事業の一部である本件支店の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させるため吸収分割を行うものとする。

第２条　乙は、分割による新株式の発行を行わない。

第３条　乙の資本金及び資本準備金の本件吸収分割による変動はないものとする。

第４条　乙は、分割期日現在の以下に記載する資産・負債及び権利・義務を甲より承継する。なお、承継する資産・負債及び権利義務等の詳細については、別紙「分割権利義務明細書」に定めるものとする。なお、甲は、効力発生日をもって、乙が承継する一切の債務につき、併存的債務引受をする。

（１）資産

分割期日において本件支店に属する売掛金、固定資産等

（２）負債

分割期日において本件支店に属する買掛金等

（３）雇用契約

分割期日において本件支店に属する従業員

（４）その他の権利義務

分割期日における本件支店に関する取引先との契約及び顧客との契約等

第５条　本契約により分割した後の甲の競業避止義務についてはこれを排除する。

第６条　甲は、会社法第７８４条第２項、乙は会社法第７９６条第１項の規定により、両社とも分割契約書の株主総会の承認を得ないで吸収分割する。ただし、必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第７条　分割期日（効力発生日）は２０２０年１１月１日とする。ただし、この期日前において、分割に関する必要な手続きを行うことの困難な場合において、甲乙協議の上、これを伸長することができる。

第８条　本契約は法令に定める関係官庁の承認を得られなかったときはその効力を失う。

第９条　本契約に定める事項のほか、吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

以上、本契約締結の証として、本契約書１通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙がこの写しを保有するものとする。

２０２０年８月２８日

甲：　大阪府吹田市豊津町１番３３号
　　株式会社ダスキン
　　代表取締役　山村　輝治

乙：兵庫県神戸市東灘区御影石町一丁目６番３４号
　　株式会社ダスキンサーヴ近畿
　　代表取締役　武田　浩

【別紙】

分割権利義務明細書

1　資産

（1）　流動資産

①	現金及び預金	0円
②	棚卸資産	0円
③	売掛債権・未収入金等	0円
④	ダスキンストック	4,775,060円

（2）　固定資産

有形固定資産

①	建物	0円
②	建物付属設備	0円
③	構築物	0円
④	機械及び装置	0円
⑤	工具器具及び備品	0円

無形固定資産

①	投資有価証券	0円
②	差入保証金	0円
③	その他投資等	0円

2　債権債務

本契約により分割すべき営業に関する債権債務その他契約関係全てを乙が継承することとする。なお、甲は、効力発生日をもって、乙が承継する一切の債務につき、併存的債務引受をする。

3　労働契約上の権利義務

本契約書により分割すべき営業に従事する甲の従業員は、分割期日において別途名簿添付の従業員を乙が引き継ぎ、以後乙の従業員とする。

以上



